

○厚生労働省令第六十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第十二条関係) 一〓三百四十七 (略)</p> <p>三百四十八 プシコースエピメラゼ</p> <p>三百四十九〓四百六十五 (略)</p>	<p>別表第一(第十二条関係) 一〓三百四十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三百四十八〓四百六十四 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。